

第14回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年5月31日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 | 4番 成田 俊英委員 |
| 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 |
| 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 |
| 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 | 14番 菊池 利治委員 |
| 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 | 17番 野澤 勲委員 |
| 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 |
| 21番 浅野 徳昭委員 | | |
- (以上 19名)
4. 欠席委員
- 1番 志賀 忠浩委員 5番 大坂 博文委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 7番 村上 正人委員
8番 佐藤 裕司委員
6. 議事日程
- 会期決定について 令和元年 5月 31日 (1日)
- 報告第33号 現況証明願について (市街化区域)
報告第34号 農業経営証明願について
報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第73号 現況証明願について
議案第74号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 協議事項 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第14回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に7番、村上正人委員、8番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日5月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第33号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第33号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の一筆、XXXX㎡の土地について、所有者であるXXXXXX氏より現況証明願があり、4月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第34号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、報告第34号「農業経営証明願」についてご報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番ですが、[]の[]氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、4月12日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、4月23日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告致します。

相続などで農用地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書11ページの表の1番ですが、相続人[]氏より、被相続人[]氏が所有していた、[]、他31筆、合計[]m²の農用地を相続し所有権を取得したとして、4月18日、その旨の届出があり、4月24日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第73号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、議案第73号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が15ページと16ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が18ページと20ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が18ページと21ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、議案書14ページの表の5番は、資料が15ページと17ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の6番は、資料が18ページと22ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

5月16日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の7番は、資料が23ページと24ページにございます。

公簿地目が牧場及び畑である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]㎡の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

5月17日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況はいずれも農地採草放牧地以外の山林及び原野であると確認致しました。

以上、7件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長
委員
清水委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番から6番までの現地調査結果について、調査委員長の[]委員から報告をお願いします。

議案第73号「現況証明願」のうち1番から6番について一括して調査報告します。
まず、1番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が牧場、農振白地である、[]㎡の土地、
2番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が畑、農振地域外にある、[]㎡の土地、
3番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が畑、農振地域外にある、[]㎡の土地、
4番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が畑、農振地域外にある、[]㎡の土地、
5番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が畑、農振白地である、[]㎡の土地、
6番は、[]氏が所有する[]、公簿地目が畑、農振地域外にある、[]㎡の土地であります。それぞれ、令和元年5月16日、釧路地区農業委員4名、事務局職員2名で現地調査を実施した結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも原野であることを確認しました。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長
委員
廣瀬委員

清水委員、ありがとうございました。
次に、7番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

議案第73号「現況証明願」のうち7番について調査報告致します。
現況証明願の7番は、[]氏が所有する、[]、公簿地目が牧場、農振白地である[]㎡の土地及び[]、公簿地目が畑、農振白地である[]㎡の土地に関する件であります。令和元年5月17日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は[]が山林、[]が原野であることを確認致しました。
以上、ご審議のほどよろしく願い致します。

議長
野村会長
委員
細川委員
事務局
事務局職員

廣瀬委員、ありがとうございました。
それでは、議案第73号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

2.0ページの図面が上下に分かれているのはどうしてか。

法務局で交付された公図を元に作成したのですが、一筆が元々二分割されており、それぞれ違った倍率で描かれておりましたので、そのまま採用させて頂きました。

議長
野村会長

他に質問はございませんか。
質問がないようですので、採決致します。
議案第73号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第73号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の25ページにございます、議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の通知がございました。

議案書26ページの表の1番は、資料が27ページから34ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和元年5月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が27ページと35ページと36ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和元年5月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の37ページでございます、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書38ページの表の1番は、資料が40ページから47ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆 合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が40ページと48ページと49ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書39ページの表の3番は、資料が50ページと51ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、阿寒農業協同組合に、年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番までについて、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について調査報告を致します。

1番と2番は譲渡人が同じでありますので、一括して報告いたします。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する■■■■他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に総額■■■■万円にて、次に、2番の申請の内容は、同じく、■■■■氏が所有する■■■■他8筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に総額■■■■円にて、いずれも売買による所有権の移転を行うものです。

議長
野村会長

これらの件について、令和元年5月17日、阿寒地区農業委員4名及び事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

次に、3番の申請の内容は、■■■■が所有する■■■■の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものです。

本件について、令和元年5月17日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、3番につきましては、[]及び[]の関係でありますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と2番を一括して審議した後に、3番を審議致します。

それでは、1番と2番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番については、原案のとおり決定致します。

次に、3番を審議致しますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、3番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」の3

番原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長

野村会長

3番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の52ページでございます、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で4件、阿寒地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書53ページの表の1番は、資料が55ページから57ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が55ページと58ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

議長

野村会長

次に、表の3番は、資料が59ページと60ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

委員

山崎委員

次に、表の4番は、資料が59ページと61ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書54ページの表の5番は、資料が62ページと63ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしく願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議に入りますが、1番から4番までにつきましては、農地利用集積円滑化団体である阿寒農業協同

組合の関係でありますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

また、2番から4番までにつきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件でもありますので、同じく議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番を、次に2番から4番を一括して審議した後に、5番を審議することとしますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番から4番までを一括して審議いたしますので、清水委員は退室をお願い致します。

(清水委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番から4番までを一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番から4番については原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、清水委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

2番から4番までは、原案のとおり決定致しました。
次に、5番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番については、原案のとおり決定致します。

次に、協議事項「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の64ページでございます、協議事項「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」について、農業委員会は、活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度3月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、6月末までにホームページに公表することとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の65ページから75ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 5月 31日

議長 野村 照明

署名委員 村上 正人

署名委員 佐藤 裕司